

## 4月1日(金)から、無料で使えます 電気自動車の急速充電器

環境政策課 ☎224-5866



環境省の地球温暖化対策基金(中核市・特別市グリーンニューディール基金)を活用し、電気自動車用急速充電器を設置。4月1日(金)から、市民の皆さんに無料で開放します。

電気自動車は、走行時の二酸化炭素排出がゼロ。環境にやさしい車として注目されています。現在、市内の電



画面に従って、簡単に操作できます

気自動車は9台(市民所有1台・事業所所有8台)です。これからも、地球温暖化対策の1つとして電気自動車用急速充電器を設置し、市内の電気自動車の普及を促進していきます。

**利用時間**…午前9時～午後4時(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

**設置場所**…公用車管理棟入口(郭町1丁目)

**設置容量**…急速充電器(3相200V、20kW)

**充電時間**…40分～50分程度

\*充電は、1回1台ずつです。

## 国民年金受給者・加入者が亡くなったら

市民課国民年金担当 ☎224-5764  
**国民年金受給者が亡くなった場合**

「国民年金受給権者死亡届」の提出が必要です。また、死亡月までの年金の未支給分は、受給者と生計を同じくしていた遺族に支給されますので、「未支給年金(保険給付)請求書」を提出してください。

提出先は、受けていた年金の種類によって異なります。市民課(本庁舎一階)・ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165にお尋ねください。

## 国民年金加入者が亡くなった場合

### ●寡婦年金が支給される場合

**要件**：第一号被保険者(自営業者など)としての保険料納付済み期間と保険料免除期間の合計が二十五年以上ある夫が、年金を受給しないまま死亡した場合

**対象**：要件を満たす夫と十年以上婚姻期間があった妻

**支給期間**：妻が60歳から65歳になるまでの最長五年間

### ●死亡一時金が支給される場合

**要件**：第一号被保険者として三年以上保険料を納付した方が、年金を受給しないまま死亡した場合

**対象**：要件を満たす方と生計を同じくしていた遺族

## くしていた遺族

\*遺族基礎年金が請求できる場合は、支給されません。

## 固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

縦覧・閲覧 ☎資産課管理担当

☎224-5642

不服審査 ☎市民課税制担当

☎224-5637

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分が持つ土地や家屋の評価が、ほかと比べて適正であるかを、縦覧帳簿で確認できます。

納税している資産が、土地の場合は土地の縦覧帳簿、家屋の場合は家



屋の縦覧帳簿が縦覧できます。

**縦覧期間**：4月1日(金)～5月31日(火)

31日(火)

**対象**：納税者 ▼同居の親族 ▼納税管理人 ▼相続人代表者 ▼納税者の委任状を持つ方

## 固定資産課税台帳の閲覧

自分が持つ土地・家屋・償却資産の課税内容が、確認できます。閲覧は、常時可能です。

前記縦覧期間内は「なま名寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付します。

**対象**：固定資産の所有者 ▼同居の親族 ▼納税管理人 ▼相続人代表者 ▼所有者の委任状を持つ方

## ●縦覧・閲覧の会場・持ち物

**会場**：資産課税(本庁舎二階)

**持ち物**：申請人本人を証明する物(自動車運転免許証、健康保険証、パスポート、前年度の納税通知書のいずれか)

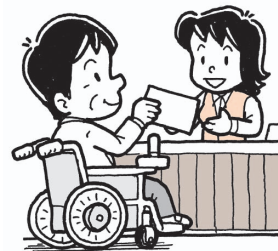
## 不服審査の申し出

固定資産課税台帳に記載された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

**申し出期間**：4月1日(金)～納税通知書の交付を受けた日の翌日以降六十日経過した日

## 重度心身障害者医療費の申請を

医療助成課 ☎224-5842



重度心身障害者医療費受給者証を持つている方が医療機関で診療を受けた際、窓口で支払った保険適用の医療費は、申請で戻ります。まだ支給申請していない場合は、医療助成課(本庁舎二階)・出張所・連絡所で手続きしてください。

**●登録申請**  
医療費の受給には、医療助成課で

登録の手続きが必要です。  
対象：身体障害者手帳1級〜4級所持者  
▼療育手帳①・A・B所持者

▼後期高齢者医療広域連合による障害認定者(65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者または障害年金1級・2級の裁定を受けている方)

持ち物：①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害年金証書のいずれか一つ②健康

保険証③預(貯)金通帳④印鑑

\*身体障害者手帳4級の方は、平成24年10月1日の診療分から、本人の市民税が非課税の方のみが対象になります。

\*食事・生活療養標準負担額への助成は、10月1日の診療分から半額に、平成25年4月1日の診療分から廃止になります。

## 国民健康保険高齢受給者証を発送

対象	国民健康保険に加入する70歳から74歳までで、自己負担額が割の高齢受給者証を持つ方	発送日	3月28日	問い合わせ	国民健康保険課 資格給付担当 ☎224-5836
----	---	-----	-------	-------	--------------------------------

\*医療費の自己負担額は、来年3月まで一割に据え置かれます(現役並みの所得がある方を除く)。  
\*現在お持ちの高齢受給者証(一割負担)の有効期限は、3月31日(木)までです。

## 3月26日(土)から、第二・第四土曜日を開庁

市民課庶務担当 ☎224-5739

平日に来庁できない方は、ご利用ください。取り扱い業務は、左表のとおりです。

開庁時間：午前8時30分〜正午  
開庁場所：市民課(本庁舎一階)・収税課(本庁舎二階)・南連絡所  
開庁窓口

開庁窓口	取り扱い業務
市民課	戸籍に関する届け出、転入・転出・転居・印鑑登録に関する手続き、住民票・印鑑証明・全部(個人)事項証明(戸籍謄(抄)本)の交付
南連絡所	*外国人登録に関する手続き、住民基本台帳カード・電子証明書の取り扱いを除く。 課税・所得・非課税証明書の交付 *営業証明書の取り扱いを除く。
収税課	納税証明書の交付 固定資産税に関する証明書の交付 *住宅用家屋証明書、固定資産家屋課税台帳登録証明書(所在証明)の取り扱いを除く。
税相談	市税(国民健康保険税を含む)の納付、納税証明書の交付、納付書の再発行、納税相談

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 年度末は市役所駐車場・周辺道路の混雑が予想されます。来庁には公共交通機関や自転車をご利用ください 管財課 ☎224-5633
- 中小企業向け融資を実施しています 商工振興課 ☎224-5934  
申し込みには、取扱金融機関による事前調査が必要です。①特別小口無担保無保証人融資・中小企業一般貸付融資(限度額1,250万円以内)②中小企業中口事業資金融資(限度額3,000万円以内)③小規模企業者セーフティ融資(限度額500万円以内)④中小企業認証等取得資金融資=ISOなどの認証取得資金が必要な事業主⑤新規創業者支援資金融資=市内で創業しようとする方⑥法人経営強化資金融資=スピードサポートが必要な法人事業主。
- ごみの正しい分別にご協力を 資源循環推進課 ☎239-6267  
「その他プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき処理しています。可燃ごみなどの異物が混入していると、1袋ずつ手で選別をするため、大変な手間と費用が掛かります。家庭での分別の徹底に、ご協力をお願いします。分別方法などは、この広報川越と同時配布する平成23年度「家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
- インフルエンザワクチン接種費用の助成終了 健康づくり支援課 ☎224-8611  
平成22年度市・県民税非課税世帯・生活保護世帯へのインフルエンザワクチンの接種費用助成は、3月31日(木)までの接種が対象です。